

## 「満州国」の朝鮮人

——間島における朝鮮人への皇民化教育について

## 三好 章

## はじめに

古くから一定の結合意識を持ってきた人々が、Nation Stateの名によって分断され、別個の「国民」としてそれぞれの地域で統合されていることは、現在の世界では枚挙に暇が無い。ここで取り上げる「満州国」間島省、すなわち現在では中華人民共和国吉林省延辺朝鮮族自治州にほぼあたる地域に住む朝鮮族も、その一例であろう。言うまでもなく、現在その大部分が住む朝鮮半島において分断国家を余儀なくされている朝鮮民族は、延辺朝鮮族自治州を含む吉林省だけでなく、中国だけでも黒龍江省、遼寧省など東北諸省を中心に、内モンゴル自治区を含め一九九〇年現在一九二万人が生活しており、中国の少数民族として十三番目の人口を擁している。また、旧ソ連の沿海州や中央アジアでも多数が生活している。その分布を地理的に見れば、スターリンによる強制移住の結果であるタシケントを

中心とする中央アジアを除いて、高句麗・新羅・高麗・渤海など伝統諸王朝<sup>3</sup>以来の朝鮮民族の活動範囲に、ほぼ対応する。ここに一つの疑問が生ずる。すなわち、朝鮮民族が自らのアイデンティティを檀君神に求めるにしろ、あるいは箕氏に求めるにしろ、彼らが自らの伝統王朝と見なしているそうした古代国家は、現在の国民国家<sup>4</sup>領域国家を区切っている国境線で仕切られ得るはずもない。したがって、現在、中華人民共和国吉林省延辺朝鮮族自治州に生活する朝鮮族の歴史が、直接的には清末十九世紀末以降の朝鮮半島部からの移住に求められるにせよ、移住していった当時の朝鮮民族に、別の君主が統治する別の国へ行つてその国の臣民となるという意識があったとは、とうてい考えられない。その段階で国民国家を形成しておらず、それゆえ国民意識などを持ち合わせていなかったのであるから当然である。言い換えれば、心理的に自らのテリトリーという感覚を持つていたればこそ、「国境線」を越えて、自らの故地として封禁策をとつていた清朝や中華民国の領域に移動していった

のではないだろうか。その障碍は川一筋であり、冬場は凍結して歩いて渡れ、その「国境線」は、現在の国民国家のようにバスポートのチェックが必要なほど高いものではなく、ちよつとなりの家へ、といったくらい気軽なものとしてしか意識されていなかったというべきであろう。現在でも、川を挟んで北朝鮮の親族と行き来する延辺の人々のことがしばしば報道されることから容易に見て取れるように、互いに意識の上でも、血縁の上でもつながっている同胞同士なのである。事実、満州事変以前から日本によってたびたび攻撃の対象となつた間島の朝鮮人による小学校では、次のような内容の教科書を用いていたという。

「間島は中国領土と言つても一般の風俗習慣が少しも我が本国と違う所がなく、外国の感がしないのである。……これが我が祖先の汗と血とを以つて開拓した賜である……実に間島は第二朝鮮の楽土であり福地である」

本稿では、満州国における「国民」としての朝鮮人に対して、初等教育段階での皇民化教育がいかに展開されようとしたかを検討の課題としている。この問題の根底には、満州国当局がいかにして彼らに満州国の国民意識、正確には臣民意識を植え付けようとし、またその対象となつた朝鮮人がその当時どのようなアイデンティティを持っていたのが、解き明かすべき課題として浮かび上がってくるであろう。また、この問題は、当時の日本本土における「小国民鍊成」を叫んだ天皇制ファシズム

教育、および人民共和国成立後の朝鮮族に対するバイリンガル化の強要、それに伴う若い世代での朝鮮語離れの実態を考察する上で、一定の視座を獲得するための準備作業でもある。なお、中国教育史という枠組みから考えれば、この地域への清末民初以降の学校型教育機関の導入、およびそれを通じて中国としての国民意識の注入という問題を避けては通れないが、本稿ではあくまでも現在の延辺朝鮮族自治州における朝鮮族、すなわち満州国時代には「五族協和」の一部を構成するとされてきた朝鮮人を主たる考察対象とするため、この問題に関しては別稿を用意したい。

近代日本の侵略活動は、一九三二年に満州国という一つの幻想国家を生み出し、それが、それ以前から始まっていた朝鮮支配と結び付いた。その前後に、半島部の朝鮮族の中には、望む者もそうでない者も含めて、「国境線」を越えて満州国に移住していった者たちがあつた。その彼らが満州国において、日本からやってきた日本人と対等の関係を取り結び得た訳ではないし、また、先住の漢族やそれ以外の諸民族とも対等な関係であり得た訳ではない。日本の軍勢力を背景に持つた満州国では、朝鮮半島からやってきた朝鮮人は日本国籍を有していたのである。二重三重の複雑な民族間の関係の狭間に、満州国の朝鮮人は陥ることになつたのである。

さらに、アジア太平洋戦争後、本来ならば一つの民族国家を形成することを目指していた朝鮮人が、冷戦構造の中で南北に分断され、中華人民共和国にも従来通り居住し続ける人々も多

く出た。延辺朝鮮族自治州に住む朝鮮族は、結局中華人民共和国国籍に編入され、現在に至っている。すなわち、近代国民国家による国境線の確定が、そうした人々を制度的に分断してきたのである。

ところで、民族に関して、スターリンは、言語、地域、経済生活、文化の共通性によって人びとのあいだに形成された心理状態をもとに歴史的に構築された人びとの堅固な共同体であると定義する。したがって、そのいずれかの条件が失われれば、民族として認定され得なくなるわけである。認定権を中央の党が握っているということは、ある民族の生殺与奪の権を党が握ることと同義である。そうした民族に関するスターリンの考え方を基本的に踏襲している中華人民共和国では、民族とは人類が歴史上長期にわたって発展形成してきた安定した共同体であり、広義には原始民族、古代民族、近代民族が含まれるが、狭義には近代民族と現代民族とであり、共産主義が実現すれば世界の各民族が次第に融合して一つの共同体を形成し、民族は消滅に至るとする。もちろん、ここで言う近代とは資本主義成立以降、現代とはその資本主義が打倒され、社会主義が全世界的に勝利に向かうとした、スターリンの時代区分論によっていることは言うまでもない。しかしながら、現実には社会主義を国是として掲げた国家——イデオロギーを「国是」として持つこと自体が、やがて「国家」そのものの役割を低下させ、安楽死を目指そうとする社会主義の理念からすれば形容矛盾であることは言うまでもない——が、民族問題に悩み、いずれにおいても

みなが満足するような解決の道を見いだせずにいる現在、スルトンガリエフの問題提起を持ち出すまでもなく、政治的経済的に強大な影響力を持った多数を占める民族が、自らの言語や文化を比較少数の民族に強要し、バイリンガル化を迫ることは、少数民族のアイデンティティとも関わる問題である。ところが、これは歴史的にも現実的にも、すでに起きてしまっている問題なのである。旧ソ連においてロシア語が社会のステイタスを獲得するための必須のアイテムであったのと同様、中華人民共和国においては漢語が同様に必須のアイテムであることは、紛れもない事実であろう。そうである限り、比較少数の民族言語は、その習俗などは博物館的保存がなされ、観光資源として利用されることがあり得ても、次第に死滅する可能性が高いと言わざるを得ないであろう。

以下、間島の朝鮮民族の歴史的由来、満州事変以前の間島の朝鮮人に対する教育の状況、そして満州国での朝鮮人に対する皇民化教育の順に、初等教育段階を中心に検討し、今後の研究の一助としたい。

### 間島の朝鮮人——その歴史的由来

現在の中華人民共和国における朝鮮族の歴史的由来については、すでに述べたように彼らの直接間接の祖先が中国の東北地方をはじめ、東北アジア一帯で活動していたこともあり、その時期を確定することは難しい。歴代王朝の領域や行政区画を現

在の国境線で考えるのは論外であろう。中華人民共和国においては、十九世紀後半の清朝による封禁の解除以降、急速に増加した朝鮮半島からの移住者を、直接の祖としている。しかしながら、一六七七年に清朝は鴨緑江、図們江、長白山以北を「龍興之地」として封禁し、兵をおいて入境を阻んだが、対岸の朝鮮人は「朝耕暮婦」あるいは「春來秋去」というようにその地の封禁を犯しながら間島での実質的な農耕生活を始め、その地を「墾島」「墾土」と呼んでいた。すなわち、季節的な移住生活が一貫して行われていたのである。清朝による封禁の目的は満州族の故地を保護することにあつたが、経済的には人参や鹿茸など高価な薬劑の独占をはかるためでもあつた。したがつて、そのすぐ南で次第に貨幣經濟が農村にも浸透しつつあつた朝鮮王朝に住むひとびとが、高価な薬劑を手に入れようと鴨緑江や図們江を越えようとするのは、理解できないことではない。一八七二年、清朝は封禁を解いた。これは、朝鮮人の移住も認めるものであり、ロシアの影が濃くなると、定住者をさらに増やそうとする動きにつながり、一八八一年、清朝は開墾条例を策定して琿春、南崗（現、延吉）などに招墾局を設け、間島への外部からの移住開墾を奨励するに至り、さらに一八八三年に清朝と朝鮮王朝とは吉林朝鮮商民貿易地方章程を結び、それに基づいて一八八五年に和龍峪に通商局を設け、さらに同年には越墾局を設けて間島に朝鮮王朝臣民のために開墾区域を定めるに至つた。そしてこの時以来、墾民と呼ばれる開拓民として多くの朝鮮人が間島を中心に朝鮮半島から大量に移住し、定着して

いつたのである。その後、日本による朝鮮の植民地化が進むと朝鮮半島内部の矛盾が増大し、土地調査事業などで土地を失つた朝鮮人たちが、同様の道筋をたどつて北上していった。

一九一三年、中華民国政府は吉林省東南觀察使署を置き、延吉など八県を管轄させ、翌一九一四年には延吉道尹公署にあらためるなど管轄する地方官庁の名称はしばしば変わったが、間島はほぼそのまま一つの地域として括られていた。

満州国間島省は、満州事変後の一九三四年に設けられたもので、後の中華人民共和国吉林省延辺朝鮮族自治州とほぼその領域が重なる。満州事変直後、すでに吉林省臨時政府によつて延吉駐在吉林省特派行政專員臨時弁事処がおかれ、延吉・琿春・和龍・汪清の四県を統括することとなつた。もっとも、これはそれ以前の中華民国延吉交涉署の管轄範囲と同一であつた。この間島地域への朝鮮人の移住は、日本人移民が満州国成立前に、順調には進まなかつたことを踏まえ、満州での權益を確保するために労働力として移出し、同時に植民地朝鮮における小作爭議頻発を解消するため、朝鮮總督府によつて積極的に進められた。しかしながら、それ以前にも、植民地独立を求める民族主義的活動家などは、日本の強権と直接対峙することなく活動が可能な中国領間島に移住する者もあつたが、これは同様に日本の強権が直接及ばない上海に臨時政府を組織した動きと類似するものであつた。それでも、現実には多くの朝鮮人が、経済的に上昇の機会を得る可能性が高い間島を中心とした地域に移り住んでいつたのである。その理由としては、生活難の解消が

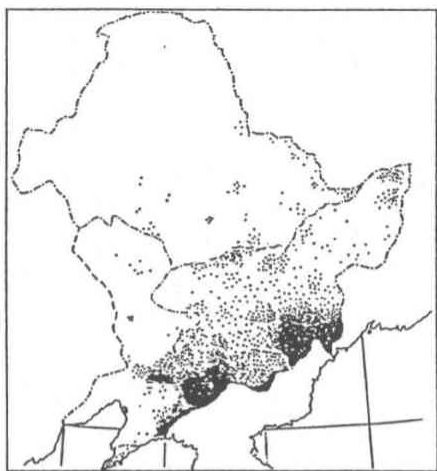


図1 東北地域における朝鮮人の分布 (1929年)

注：1ドットは100人を表す。

出典：Hoon K. Lee, "Korean Migrants in Manchuria" *The Geographical Review*, 22-2, 1932. より塚瀬進作成。

出所：塚瀬進『中国近代東北経済史研究』、191頁

最も多く、また東北での暮らしが朝鮮でのそれよりもよいとの話もあったという。その結果、一九〇七年の「間島協約」以降日本の影響下におかれた間島では、協約締結時すでに七万一〇〇〇人に達していた朝鮮人人口はその後も増大を続け、一九二五年には延吉県だけで一六万人以上、満州事変前後には東北地区全体では六〇万人以上に達していた。

## 満州事変以前の朝鮮人教育

こうした間島において、清朝は珲春協領衙門が官学房を設けて満州族、モンゴル族と漢族の子弟に対する伝統中国の科挙を認識した教育活動を行い、またロシアの脅威が現実のものとして認識されるようになると、やはり珲春に「中俄書院」を設けてロシア語通訳などを養成した。しかしながら、移住してきた朝鮮人に対しては、ほとんど手を着けてはいなかった。そうした朝鮮人のための朝鮮人自身による教育組織としては、朝鮮王朝にも広く存在していた書堂・書院などがあり、それらは朝鮮王朝の朱子学尊重の伝統や、科挙をもとにした両班階層重視のために主に儒学教育を施すことを目的に、間島に広く分布していた。やがて、日本による植民地化が進む中、一九〇六年、朝鮮王朝の王族の一人である李相禹を中心に、瑞甸書塾が一年がかりで龍井に創設された。それは、それ以前からあった書堂・書塾という土台があったからこそ可能なものであったが、瑞甸書塾は単に新規に設けられた旧来の書堂、書院ではなかった。それは李相禹が私財を抛ち、日本による植民地化によって滅亡の危機に瀕していた朝鮮王朝を救うため、その任を担うには従来の書塾では不可能と考え、上からの近代化を進めるために組織した、初めての学校形式の教育機関であった。瑞甸書塾は初等および中等教育をカバーする学校であり、李相禹を塾長に教員四名、生徒数七〇人余で始まった。李相禹が王族であったこ

とも理由となるが、瑞甸書塾の影響力は旧来の書堂や書塾を圧倒していった。ところが、日本は上述の間島協約でこの地域への排他的影響力を行使しており、朝鮮半島の植民地化と相俟つて、この地域においてそれに反対するような動きを容認することはできなかつた。李相離は翌一九〇七年の「ハーグ密使事件」の中心人物の一人であり、その計画が水泡に帰すると、日本側は瑞甸書塾を反日教育の拠点として閉鎖に追い込んだ。日本側は、間島における日本によらない学校は、すべて民族主義的の排日的と見なしたのである。しかし、李相離の同調者は瑞甸書塾閉鎖後は各地に散らばり、明東書塾、臥龍中学、小営子中学などを開き、義兵に参加した儒生や民族主義者を教員に招き、その卒業生はさらにまた間島各地で学校を開いていったという。同様の傾向は、ミッションスクールにもあつたという。

日本側は一九〇八年、朝鮮統監府によって龍井に二年制の初等教育段階の間島中央学校を設立し、韓国併合後の一九一〇年に間島普通学校と改称した。統監府は「校舎を宏壮にし、設備を完全にして学生の入学を誘引し」、さらに寄宿舎を建て若干の給付金まで支給したが、そうまでしなければ学生が集まらなかつたのである。間島普通学校では、修身、国語、漢文、日本語、算術、地理、歴史、博物、図書、体操などを教えたという。それぞれの科目は戦前の日本の学校教育科目と「日本語」を除いて対応しており、教育内容も当然日本におけるそれと同様のものと考えられる。皇民化教育の流れを汲むものと見て問題は

ないであろう。初代校長の川口卯橋は、間島普通学校の教育方針として「一、人心の陶冶 二、文明的教育 三、帝国の威力に信頼させるの三つ」をあげていたが、これは普通学校教員が朝鮮人の信頼を得、民族主義ではなく近代的先進文化を注入し、日本に頼らせることであるとしていた。川口の教育者としての理念や信念とは別に、彼の関わった普通学校が日本による植民地化の推進と深く関わっていたことは言うまでもあるまい。とりわけ、普通学校卒業者が開く私塾や書堂に対して朝鮮総督府

表1 「満州」における朝鮮人学校 (1928年)

学校種別	学校数	学生数	職員数
満鉄経営普通学校	7	1,798	49
朝鮮総督直営学校	5	2,312	46
朝鮮総督府補助学校	54	4,123	154
宗教関係私立学校	108	6,433	259
反日団関係私立学校	34	不明	不明
純鮮人私立学校	246	7,070	373
支那側設立学校(鮮支共学)	167	7,529	379
以上合計	621	29,264	1,260

注：表記は、原文のまま。また、島田は反日団関係私立学校について本文中に「学生数及職員数不明」とし、さらに「実は学校数も不明」としている。  
出所：島田道彌『満州教育史』、454頁より作成

編纂の教科書を使わせ、また総督府から補助金を支給するなどの政策は、上述の李相隣等の後継者たちの活動に対する反撃であつたともいえよう。

満州事変前の一九二八年において、中国東北地区全体での朝鮮人を対象とした学校統計を表1に示す。

## 満州国の朝鮮人教育

一九三二年の満州事変直後、朝鮮人教育はもろろんのこと、戦乱の中で他の人々を対象とする教育も開店休業の状態であつた。しかし、翌一九三三年三月一日に満州国の建国が宣言されると、満州国政府は政府所在地に近い吉林省立の一中、師範学校、工科中学、女子中学、それに私立毓文中学、文光中学などに日本人教員を派遣し、教育事業の接收を始めてい<sup>①</sup>つた。また同時に、満州国国務院は各学校での「四書」「孝経」の使用と国民党の「党義教育の廃止」とを通達し、四月には各省で実施に移され、間島でも同様であつたが、学制は中華民国時代にとられていた小学校を初級・高級の二段階に分ける「四・二」制が踏襲された。そして、七月には政府に文教部、各省に教育庁、各県に教育局（科）を置いて教育行政に関しても整備を進め、教育庁長会議を開いて、学校の速やかな再開などを決めたのである。

この時期、満州国が抱えていた問題の一つに、在満朝鮮人の

教育権問題があつた。これはひいては在満朝鮮人を朝鮮総督府が管轄するのか、それとも満州国が管轄するのかという問題、すなわち彼等の「国籍」を通した、少くとも形式的には上からのアイデンティティ付与問題であつたとも言える。もつとも、実態は皇民化教育を進める日本帝国主義の支配下にあるのであるから、教育内容に朝鮮と満州国とで大きな違いが出ようはずもない。結局、この問題は一九三七年十一月に締結された、日本が満州国に対して治外法権を全面的に撤廃するとの条約に従い、朝鮮総督府が在満朝鮮人の教育権を満州国に委譲する形で決着した。それは、自分でつくった傀儡国家に対して、自分の植民地から移住した人々のアイデンティティ形成の任務を任せることであり、建前は互いに主権を尊重しあつた独立国家間の取り決めでありながら、誰が見ても日本による一元支配の範囲内で任務分担が変わつただけのことであつた。実際、満鉄が朝鮮人教育を行う場合には「(一)朝鮮総督府の朝鮮人教育方針並之に関する規定に準ずること。(二)教科書、朝鮮総督府の編纂に係るものを使用すること但し朝鮮総督府において編纂なきものは此の限りに非ず。(三)教員採用の場合は可成朝鮮に於て相当長期間教育に従事したる有資格者を任用すること」とされ、日本の朝鮮支配の延長上に在満朝鮮人の取り扱いが考えられていたことが容易に見て取れよう。田中隆一によれば、在満朝鮮人の教育権問題とは、満州国の国是である「五族協和」と日本の植民地政策を象徴する「内鮮一体」という二つのイデオロギーとの相克であり、それは植民地化された朝鮮半島出身者の日本国籍

(数字は年齢)

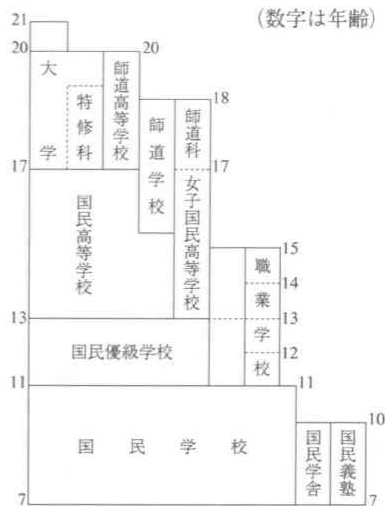


図2 満州国の「新学制」

注：20歳以上の空欄部分は出所のまま。  
『満州国史 総論』585頁  
出所：『建国大学と民族協和』、181頁

離脱問題という、一見国際問題として複雑に絡んだ糸を如何に解すのかということであるが、結局は帝国主義日本が自ら生み出した二つの矛盾、すなわち片や建前は独立国の満州国、片や建前上「内鮮一体」であり「日本人」である朝鮮人という両者を如何に整合性を以て満州国内部に位置づけるかという問題であった。結局、田中の言うように、それはイデオロギーの問題を棚上げにして、形式的に解決したことにおくしかなかったのである。

さて、こうした状況下、間島でも従来の民族主義的色彩を持った学校での教育内容は当然に制約を受けた。満州事変直後、「学校教育も期せずして全満一様に朝鮮総督府学制に準じて教科書もその編纂を使用して居る」ということであり、言い換え

れば皇民化教育が間島においても本格的に開始されたということである。その内容は、言うまでもなく国是としての「五族協和」を土台に、従来の「国語」すなわち漢語を「満語」として日本語を「国語」とし、日本史を「国史」とするものであり、そこに「日鮮同祖」論などを注入するものであったという。

一九三七年五月、満州国皇帝の勅令により国民学校令が公布され、年内いつばいかけて実施の準備が進められた。満州国では「新学制」と呼ばれ、初級小学を国民学校、高級小学を国民優級学校として学区を定め、私立小学、私塾を廃校とするものであった(図2参照)。ちなみに、日本で従来の小学校令を改正した国民学校令が出され、実施に移されたのは一九四一年であるが、これが一九三八年十二月に文部省に出された教育審議会の答申「国民学校、師範学校及幼稚園ニ関スル件」がもとになっていること(50)から考えると、時期的に見て興味深い問題をはらんでいるようにも思われる。間島における「新学制」開始期である一九三八年の国民学校と国民優級学校での学年別授業時間配当を表2、表3に示す。

間島の国民学校の日課は、毎朝朝礼から始まった。全員で日本の「宮城」および満州国の「帝宮」を遙拝し、日滿両国の国歌を斉唱し、その後「皇国民の誓詞」などを唱和した後、教室に戻り、授業が開始されたという。いっぽう、日本の国民学校の毎朝の朝礼では、ラッパなどの合図にはじまる集合、整列、挨拶、「君が代」の吹奏とともに「日の丸」掲揚、「宮城遙拝」と前線将士の「武運長久」と戦没「英霊」の冥福を祈る黙禱、



表2 間島国民学校学年別授業時間配当表 (1938年)

学年	国民科	算術	作業	体育・音楽	図画	計
1年	13満語 7 日本語 6	6	1	3	1	24
2年	14満語 8 日本語 6	6	2	3	1	26
3年	15満語 8 日本語 7	6	3	3	1	28
4年	17満語 8 日本語 9	6	4	1	1	28

出所：『延辺朝鮮族自治州志』下、1402頁

表3 間島国民優級学校学年別授業時間配当表 (1938年)

学年	国民科	算術	実務	図画	体育	音楽	計
1年	16満語 8 日本語 8	6	6	2	2	1	33
2年	16満語 8 日本語 8	6	6	2	2	1	33

出所：『延辺朝鮮族自治州志』下、1402頁

表4 初等国民学校四教科

国民科……修身 (礼法を含む)、国語、国史、地理
理数科……算数、理科
体錬科……武道、体操 (教練、遊戯および競技、衛生を含む)
芸能科……音楽、習字、図画、作業、裁縫 (女子)

出所：戸田金一『国民学校——皇国の道』、76頁

表5 延辺初等教育児童数 (1939-1943年) (人)

年度	国民学校	国民優級学校	合計
1939	50,118	12,989	63,107
1940	67,707	17,697	85,404
1941	49,760	16,017	65,777
1942	57,476	20,288	77,764
1943	65,225	22,622	87,847

原注：間島省公署『間島省文教要覧 1944年版』、19-22頁

出所：『延辺朝鮮族教育史稿』、53頁

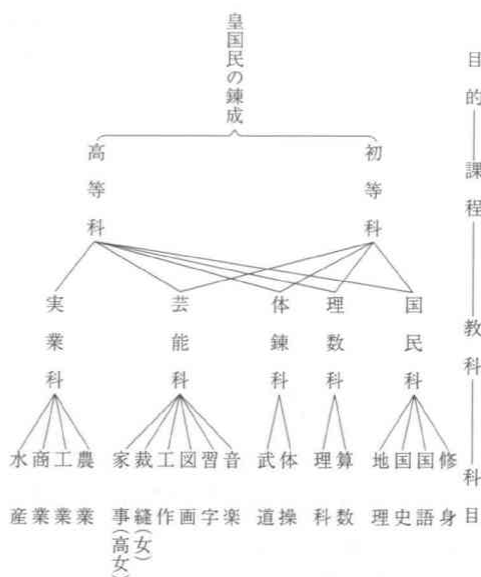


図3 国民学校の教科の構成

出所：文部省『学制百年史』記述編、575頁

ラジオ体操、校長訓話、注意事項伝達、退場という一連の儀式が、週番教師や最上級生男子級長の号令などで、晴天の日には確実に進められた。授業では、在満朝鮮人の教育権が満州国に移された一九三八年以降は、満州国の国定教科書が用いられた。授業科目は、表2、表3、表4からわかるように、これが日本の国民学校で実施された各教科、各科目とほとんどそのまま対応しているのである。

そして、高等国民学校では、表4の各科目に加えて図3のよ

うに農業、工業、商業、水産からなる実業科、および女子のみ  
 芸能科に家事が加わる点まで、若干の違いはあってもほとんど  
 同一であるといつてよい。

こうした教育は、間島に限らず満州国全体において「皇国民の養成の反動的目的を達成する」ためであったという評価が、現在の延辺朝鮮自治州の公的立場である。これ自体に、大枠として反論の余地はあるまい。日本帝国主義の外延的拡大の中に、そこに住む人々を「皇民」として再編し、「人的資源」として活用しようとしていたのであるから。だが、植民地が本国に従属すべき存在とされるのは論理的必然であるにせよ、そこが本国で実施されるであろう政策の実験場であったこともまた、その位置づけから導き出されよう。

### 結びにかえて

「延辺」という呼び名が地名として現れるのは、一九一三年に出版された『吉林地誌』であり、そこには「論大陸交通、東南一面復当延辺之衝」とあるという。間島を文字通りロシアや朝鮮との境界と認識していたことが由来となっている。その中心地である延吉は、本来満州語で「野山羊」を意味する音を「烟集」と漢訳し、それが「延吉」と記されるようになったものがあり、「延辺」に引き寄せた表記といえよう。一九二九年に出版された『中国民族志』には「東北边疆有『延辺』之称、延辺者吉林延吉道之边疆」とあるという。従って、民国成立以前には「延辺」の呼称は存在せず、しかもこれが官の側から用いら

れ始めたことを考えると、あくまでも国民国家を目指した中華民国が、その大多数をしめる漢族の住む地域から、間島を見て表現したものであるといえよう。また、中国共産党も一九二八年に満州省臨時委員会を組織したときには、「中国共産党延辺区委」を設けており、当時の意識から、他の視点は望むべくもないと言えるが、共産党もまた漢族の立場から間島を見ていたのである。そして、中華人民共和国成立に先立って、一九四五年八月以降、事実上ソ連と中華人民共和国との影響下におかれた間島は、「延辺」が正式な行政区画名称として固定化され、二度と表だって「間島」と呼ばれることなく現在に至っている。

「……満州国は独立した。ビルマも独立した。フィリピンも独立した。今度の議会でインドネシアも独立を許されるのである。なぜ朝鮮は独立を認められないか、など論ずる人にはまっ向から反対しているのです。半島と内地とは、そんな水くさい関係ではないので、全く明治天皇、大正天皇の御詔書にあるとおり、皇国臣民として、徹底する外に途はないので、今更、独立だなどと、いつているような関係ではないと、確信しているのであります。」

（一九四五年六月二十日『写真報道・戦ふ朝鮮』）

山中恒が紹介したこの「半島に対する腹を決めよ」と題する発言は、当時貴族院議員、宮城県知事であった丸山鶴吉のもの

で、丸山は朝鮮総督府警務局長を務めた人物であった。そして、「写真報道・戦ふ朝鮮」は、「内鮮一体」によって「朝鮮人が天皇のために、どれほど雄々しく戦っているか」を日本本土の人々にグラフとともに知らしめ、来るべき本土決戦の志気を高めることを目的としていた。そこにある、「半島と内地とは、そんな水くさい関係ではない」という言葉を、山中は「抑圧者の被抑圧者に対する猫なで声の、ぺてんくさいおだてである」と言う。それは正当な評価である。この言葉はおだてに見せた脅しが潜んでいるからである。独立は絶対に認めない、という脅しである。しかしながら、丸山の言を借りれば「水くさい関係」の満州国も、フィリピンやビルマ、インドネシア同様、日本帝国主義の植民地であったことには変わりはない。そして、その「国民」とされた朝鮮人たちは、複雑な関係の中に身を置かざるを得なかったのである。

一九三八年、既に述べた満州国の「新学制」に基づき、首都「新京」に満州建国大学が創設された。定員一五〇人に対して、満州国内はもとより日本領、すなわち植民地朝鮮を含む地域から二万人が受験したという。そこには、一九四一年現在、全学生五八七人のうち、朝鮮人学生四一人が含まれていた。彼等は、建国大学では「鮮系学生」と呼ばれ、私語であれば朝鮮語の自由な会話が認められ、故郷の朝鮮半島にいたときよりも「遙かに解放感のある場所」にしていると感じていたという。この現実をどう考えればよいのであろうか。建国大学という特異な場所ではあれ、一定の解放感があつたことは事実である。

本稿では、間島の朝鮮人について、アイデンティティ形成に深いかかりを持つ教育問題を、とくにその初等教育における教育内容について、満州国成立の前後の時期を中心に検討しようとした。朝鮮人教育全般について検討することは、筆者の時間と能力との問題から、できなかった。ところで、筆者の問題意識は、現在の中華人民共和国における少数民族教育の現場でのバイリンガル問題とかかわり、さらに突き詰めれば、二十世紀末の現在、行き詰まりの状態にある民族と国家とを解きほぐす糸口を歴史的に見てみようとするとするところにある。もちろん、本稿の執筆によってそれに自ら答え得たとは思わないが、ほんの少し薄日が射してきたようには思う。

本稿で充分に言及できなかった問題としては、清末における朝鮮王朝と清朝との境界確定問題、日本のこの地域への覇権確立にかかわる「間島協約」の締結問題という大きなものがある。満州国内の教育問題に関しても学校体系の中で将来への進路分岐点である中等教育、建国大学をはじめとする高等教育など、教育段階に限っても大半が残っている。また、識字をはじめとする社会教育も同様である。さらに、時期を広げれば中華民国時期の間島朝鮮人の教育権問題など多岐にわたる。人民共和国における朝鮮族の教育史研究とともに、今後の課題とした。

## 注

〈1〉 本来、「満洲国」と括弧付き、さんずいの「洲」で記述するのが適切であるが、あまりに煩瑣になるため、以下はすべて括弧をはずし、「洲」ではなく「州」と記す。

〈2〉 人口は、一九九〇年に実施された第四回センサスによる(岡本雅享「中国における民族的出自の回復・変更——一九八〇年代の政策推移と実態」(上)「中国研究月報」第五九七号、一九九七年十一月、所収、二頁)。また、中国における分布は、国家統計局編「中国統計年鑑一九九二」中国統計出版社、一九九二年、六七頁。なお、本稿では、延辺朝鮮族自治州に住む朝鮮系の人々を中華人民共和国成立前は「朝鮮人」、成立後は「朝鮮族」と慣例に従って呼ぶことにする。

〈3〉 旧ソ連領沿海州からシベリアにかけて生活していた約三〇万人の朝鮮族は、スターリン時代、特に一九三〇年代に日ソ関係が悪化すると中央アジアのタシケントなどを中心に移され、その独自性を失いつつあるという(伊藤亜人等監修「朝鮮を知る事典」平凡社、一九八六年、一五二頁)。この問題は、ソルジェニツィンが「収容所群島」一―六(木村浩訳、新潮文庫、一九七五―一九七八年)でもとりあげており、本文中でも言及したスターリンの「民族理論」とスターリン主義研究の枠組みでも検討すべきものである。

〈4〉 本来、領域国家ではない古代国家を「領域」で括弧すること自体無意味な話ではあるが、現在、他に適切な表現方法がないため本文では「領域」とした。

〈5〉 なお、檀君臣を民族の祖とする考え方は鴨緑江・図們江(朝鮮名「豆満江」)以北も朝鮮族の故地と想定するのに対し、箕氏を民族の祖とする考え方は、朝鮮半島を朝鮮族の祖と想定することが多いという。

〈6〉 島田道彌『満州教育史』大連、文教社、一九三五年（青史社、一九八二年復刻、四五六―四五七頁）。

〈7〉 この問題に関しては、山中恒の天皇制ファシズムへの怨念の書ともいべき『ボクラ少年国民』（辺境社、勁草書房、一九七四年）をはじめとする、山中の一連のシリーズが、被教育者からの視座を与えてくれる。

〈8〉 山室信一は「キメラ——満州国の肖像」（中公新書、一九九三年）において、満州国を「頭を獅子、胴が羊、尾が龍」、「獅子は関東軍、羊は天皇制国家、龍は中国皇帝」とキメラにたとえて説明している（同書、一六頁）。これも「幻想国家」としての「満州国」を考えるうえでの、貴重な視座である。また、武田徹『偽満州国論』（河出書房新社、一九九五年）も、一見領域国家、国民国家としての体裁をとろうとしていた満州国、「偽」の国家としての性格を描き出すのに成功している。

9) 朝日新聞社編『世界史を読む事典』（朝日新聞社、一九九四年）一九一―一九二頁。スターリンは、この考え方を一九二一―一九一三年にかけて『マルクス主義と民族問題』で提起した。これは、当時影響力を持ち、現在再評価が進みつつあるオットー・バウアー批判の目的で出されたものであった。一九二四年の『レーニン主義の基礎』（大月書店、国民文庫、一九五二年）で、また、レーニンは「あらゆる民族の子弟を、当該地方の単一の学校に融合させることにとめなければならぬし、またあらゆる民族の労働者が……学校事業におけるプロレタリア政策を、共同して実行するようにならなければならない。われわれは、どのようなものであると学校事業を民族別に分割することにたいして、もつとも断固として反対しなければならぬ」（ロシアの学校における学制的民族的構成）一九一三年『民族問題に関する批判的覚書』大月書店、国民文庫、所収、

五一頁）と主張していたし、コミンテルンが一国一党主義の立場をとったことはよく知られている。国民国家の枠組みで党を運営しようとするとき、その国民国家が純粋な単一民族国家であれば問題は起こり得ないであろうが、現実にはそうした単一民族国家など存在した験しはなく、結局は優勢な支配的 민족の中央黨員によって、比較少数の少数民族黨員の意向が押さえつけられてきたのがソ連邦の歴史であった（山内昌之「スルタンガリエフの夢——イスラム世界とロシア革命」東京大学出版会、一九八六年、同「イスラムとロシア——その後のスルタンガリエフ」東京大学出版会、一九九五年、小松久男『革命の中の中央アジア——あるジャヤイードの肖像』東京大学出版会、一九九六年など参照）。これらの問題は、延辺の朝鮮族を考えようとするとき常につきまとう問題ではあるが、理論的整理も含め、別稿を用意したい。

〈10〉 中華人民共和国における少数民族認定問題に関しては、主に南方少数民族に関して文革以前の識別問題を検討した岡本雅享「中国における少数民族の承認」（『中国研究月報』第五九二号、一九九七年六月、所収）、および一九八〇年代に関しては、同、前掲論文「中国における民族の出自の回復・変更——一九八〇年代の政策推移と実態」（上）（下）（『中国研究月報』第五九七号・第五九八号、一九九七年十一月・十二月、所収）がある。

〈11〉 簡明社会科学詞典編集委員会編『簡明社会科学詞典』上海辞書出版社、一九八二年、二八七頁。施正一主編『民族辞典』四川民族出版社、一九八四年、五七―五八頁。ともに、共產主義の実現Ⅱ国家の消滅Ⅱ民族の消滅という図式を解説している。

〈12〉 山内昌之、前掲『スルタンガリエフの夢』、同『イスラム

とロシア」参照。

〔13〕 延辺朝鮮族自治州概況執筆班著、大村益夫訳「中国の朝鮮族」むくげの会、一九八七年、では、第二章「歴史の沿革と解放前の革命闘争」(四〇―六一頁)で、漢代以降の中国史書からの引用によってこの地域の朝鮮系諸王朝を列記し、現在の国境線の枠組みと中国歴代王朝の時代区分で叙述している。本書の原本は、一九八四年十一月に発行された「延辺朝鮮族自治州概況」であり、それは国家民族委員会民族問題五種叢書に含まれる中国少数民族自治地方概況叢書のひとつである(同書、二頁)。

〔14〕 朴奎燦等「延辺朝鮮族教育史稿」吉林、吉林教育出版社、一九八九年、一―四頁。なお、朴昌昱の研究の集大成とも言うべき「中国朝鮮族歴史研究」(延辺大学出版社、一九九五年)では、中国の朝鮮族の歴史的上限を①元から明、②明末清初、③十九世紀中葉の三つの見方があるとし、元代以前の朝鮮系王朝とは区別した上で、①―③の議論を逐一検討し、河南省の朴姓朝鮮族を拠り所に、明末清初をその起点としている。また、安華春は「從『朴姓朝鮮族』歴史看当今朝鮮族的若干問題」(権立主編「中国朝鮮族史研究」②―紀念延辺歴史研究所成立三〇周年論文集、延辺大学出版社、一九九四年、所収)でスターリンの民族論を掲げて、朴姓朝鮮族の歴史から彼らがももとの風俗習慣を失っていることから漢族に同化して独立した民族ではなくなったとし、十九世紀中葉以降の移住者に起点を求めている。さらに、金相国は「中国朝鮮族遷入史研究現状之己見」(中国朝鮮族史研究③)延辺大学出版社、一九九六年、二六九―二七〇頁所収)で、朴姓朝鮮族は漢族などに同化しているの、もはや独立した民族ではないとした上で、やはりスターリンの議論を根拠にしつつ、スターリンが「民族」として

いるのは資本主義が成長しつつある段階ものであり、未だ資本主義が十分に成長していない十九世紀中葉に移住してきた朝鮮人が、半島部の朝鮮人とは別の歴史過程をたどる中で中国の少数民族となった、としている。

〔15〕 間島とは、本来長白山(朝鮮名「白頭山」)以北の地域を朝鮮側から見た言い方であり、鴨緑江の北側を西間島、図們江の北側を北間島と呼ぶが、狭義には北間島を間島とし、現在の延辺朝鮮族自治州も北間島とはほぼ重なっている(前掲「朝鮮を知る事典」、五九頁、一五二頁)。こうした名称が定着したのは、朝鮮族の移住が本格化した十九世紀後半であった(高崎宗司「中国朝鮮族―歴史・生活・文化・民族教育」明石書房、一九九六年、一四頁)。

〔16〕 朴昌昱、前掲書、一七頁。

〔17〕 「朝鮮王朝」は、日本では一般に「李氏朝鮮」と表記されるが、「朝鮮」と名の付く朝鮮半島の王朝は、本来古朝鮮以外には「李氏朝鮮」しかなく、わざわざ「李氏」とつける必要はない。また、韓国でも「朝鮮王朝」と表記している。よって、本稿では「朝鮮王朝」とする。

〔18〕 朴昌昱、前掲書、二〇頁。

〔19〕 朴昌昱、前掲書、一三頁。高崎宗司、前掲書、一四―一五頁。前掲「中国の朝鮮族」、四五―四六頁。なお、越壘局は一八九四年に「撫壘局」と改称された(同書、四六頁)。

〔20〕 前掲「中国の朝鮮族」、四四頁。

〔21〕 現在の、延辺朝鮮族自治州は、満州国崩壊後の一九四五年八月二十日、ソ連軍と東北抗日聯軍の延吉進駐により間島臨時政府が成立し、その後国共内戦期以降は一貫して中国共産党以下「中共」の統治下にある。人民共和国成立後、一九五二年には延辺朝鮮族自治州が成立したが、一九五五年には自治州と

なり、一九五八年にはもともと間島に含まれていなかった敦化県を編入して、現在に至っている（前掲『中国の朝鮮族』、六〇一―六一頁）。間島は朝鮮族が八〇%以上を占めていたが、敦化は五〇%以下であり、しかもその後の漢族の流入を考えると、敦化編入の意味は大きい。なお、鉄道建設による間島の変化については、塚瀬進『中国近代東北経済史研究——鉄道敷設と中国東北経済の変化』東方書店、一九九三年、一八九―二〇八頁が手際よく整理している。本書に関しては、『史潮』新三五号、一九九四年六月、所収の拙稿書評参照。

〈22〉 前掲『中国の朝鮮族』、四四頁。以下、朝鮮族の間島移住については、特にことわりのない限り、同書、四四―四五頁、および高崎宗司、前掲書、一三一―五二頁とによる。

〈23〉 満州国への朝鮮半島からの朝鮮族移住に関しては、松村高夫『満州国成立以降における移民・労働政策の形成と展開』（満州史研究会編『日本帝国主義下の満州——「満州国」成立前後の経済研究』御茶の水書房、一九七二年、所収、二二―三三―三四頁）が、日本人移民問題と対比しながら、詳細に検討している。ちなみに、東北地域への漢族の流入に関しては、王勝今・早瀬保子・劉雲徳・陳勝利・尹豪著、早瀬保子・王勝今訳『中国の都市人口と生活水準 瀋陽・長春・ハルビン』（アジア経済研究所、一九九四年）の「第八章人口移動」（同書、一三三―二〇七頁）において、明末清初から一九八〇年代までのタイムスパンで簡潔にまとめてある。それによれば、漢族の場合清朝が東北の封禁策をとった時期でも東北への流入はやまず、一七五三年に二二万人だった東北の人口が一七六三年には七十一万人、一八二二年には二四三万人、一八四〇年には五八九万人に増加した。その移動の最大の理由は、朝鮮族の場合と同様、自然災害と人口圧の高さからの脱出などがあげられている（同

書、一三六―一三八頁）。

〈24〉 松村高夫、前掲論文、二二八頁。松村は朝鮮総督府の「鮮満農事会社設立趣意及内容説明」（一九三二年）から「……多数内地人ノ満蒙移住ハ……余り多クノ望モ難カルヘシ 之レニ反シテ朝鮮人ハ生活ノ様式程度、能力等ノ点ヨリ見テ彼ノ地方ニ於ケル農牧業ニハ格段ナル適応性ヲ有シ而カモ移住ノ為ニ多額ノ経費ヲ要セス……」との文章を引用し、また、朝鮮半島の人口圧解消に関する総督府の主張も紹介している（同書、二二八―二二九頁）。

〈25〉 朝鮮史研究会編『朝鮮の歴史 新版』三省堂、一九九五年、二八六―二八七頁。

〈26〉 高崎宗司、前掲書、一九―二二頁。高崎は、満州国での聞き取り調査、拓務省大臣官房文書課『満州国と朝鮮人』（一九三三年）や、九〇年に延辺の朝鮮族の間で行われた聞き取り調査によっている。

〈27〉 高崎宗司、前掲書、一六頁、五五頁。附表1（高崎宗司作成）参照。

〈28〉 一七五五年（康熙五十四年）に始まり、満州族とモンゴル族の子弟を対象に四書五経を基礎とした教育が行われた。さらに、封禁解除後の一八八一年（光緒七年）には、やはり理春に満漢官字房が設けられている（延辺朝鮮族自治州志編纂委員会編『延辺朝鮮族自治州志』下、北京、中華書局、一九九六年、「第二編教育」、一三九―四頁）。

〈29〉 同前書、一三九―四頁。

〈30〉 以下、特にことわりのない限り、満州事変前の間島における朝鮮人教育に関しては、前掲『満州教育史』、四一―四二二頁、李塚珍著、鎌田光登訳『中国朝鮮族の教育文化史』コアア評論社、一九八八年、三六―四五頁、前掲『延辺朝鮮族教育

附表 1

在間島朝鮮人の人口

1907年	7万1000人
08	8万9000
09	9万8500
10	10万9500
11	12万6000

在朝鮮人人口

1912年	23万8403人
13	25万2118
14	27万1388
15	28万2070
16	32万8318
17	33万7461
18	36万1772
19	43万1198
20	45万9427
21	48万8658
22	51万6865
23	52万8027
24	53万1857
25	53万1973
26	54万2185
27	55万8280
28	57万7052
29	59万7677
30	60万7119
31	63万0982
32	67万2649
33	67万3794
34	71万9988
35	80万7506
36	87万5908
37	93万1620
38	105万6308
39	116万2127
40	130万9053
41	144万2429
42	151万1570
43	141万4144
44	不明
45	216万3115

(6月1日現在)

出所：高崎宗司『中国朝鮮族』、16頁

史稿」、六一八頁、による。「満州教育史」は、満州国統治の立場から中国東北地区の教育について十九世紀末から満州国建国宣言直後までの時期でまとめた大部な書物であり、詳細な統計資料も含め現在も有用である。「中国朝鮮族の教育文化史」は、在米韓国人でカリフォルニア州立大学教授の李塚畛が延辺での八回にわたるリサーチや中国各地の大学所蔵の資料を加えて著したものであり、この地域の朝鮮族の教育に関してハンディにまとめている。また、槻木瑞生は「中国東北の朝鮮族と教育権回収運動」(同朋大學論叢 第七〇号、一九九四年六月)で、「確かに瑞甸義塾は抗日学校としては最初のものであるが、間島で最初の教育機関というわけには行かない。……朝鮮族は朝鮮半島での伝統を引き継いで、相当数の書堂ないし私塾をつくって子弟の教育に力を入れていたと思われる」(同書、一四四頁)とし、瑞甸書塾の前提条件について言及しているが、至極当然の指摘である。

〔31〕『中国朝鮮族の教育文化史』三七頁では「瑞甸書塾」、「延辺朝鮮族教育史稿」一一頁では「瑞甸書堂」、「満州教育史」四一五頁では「瑞甸義塾」としている。本来、各資料の信頼度が等しければ、できるだけ同時代に近い資料の表記を選ぶべきか

もしれないが、「満州教育史」では李相禹を「李相窩」と誤記するなど若干の不安がある。そのため、最近の地方志である『延辺朝鮮族自治州志』一三九五頁で「瑞甸書塾」と表記していることもあり、本稿では「瑞甸書塾」とした。なお、生徒数に関しては、『満州教育史』四一五頁は「七〇人余」、「中国朝鮮族の教育文化史」三七頁は「約七〇人」としているのに対し、『延辺朝鮮族教育史稿』一二頁では「反日青年二二人」としている。いっぽう、前掲『延辺朝鮮族自治州志』一三九五頁には教員数、生徒数に関する記述はない。また、「瑞甸義塾」とする例としては、吉林省教育志編纂委員会教育大事記編写組『吉林省教育大事記』第一卷(二七五七—一九四九)、吉林教育出版社、一九八九年、九頁、がある。

〔32〕島田は「朝鮮の王族李相窩なる人が有名な所謂海牙事件を起こさんとし官憲の目を避け海牙に行く手段として間島に一年間滞在して李東寧、李相益等を伴れて龍井に瑞甸義塾なる学校を設立し、……」と、瑞甸書塾をカムフラージュであるとし(前掲『満州教育史』、四一五頁)、それゆえ「満州の鮮人教育史の第一歩が既に排日的だったのである」(同前)とし、満州国での皇民化教育実施の根拠としている。



〔33〕 李塚畛、前掲書、三七頁。

〔34〕 前掲『満州教育史』、四一九頁。その理由として島田は「當時朝鮮人は旧思想の儒林と新思想の彼等民族主義運動者との闘争軋轢があつて、学校教育を受けようとする者は大抵新思想を受け入れた者であつたから勢ひ民族主義運動に去り、統監府の設立した学校に行くことを好まなかつた」としている。学校名改称の時期に関しては前掲『延辺朝鮮族自治州志』下、一三九八頁。

〔35〕 槻木、前掲論文、四二(一一)頁。なお、槻木は同論文で「東北に住んでいた朝鮮族の教育を中国の統制下に置こうとする活動」(同書、三一(一二)頁)として、中華民国の国家主権確立の一過程でもある教育権問題を軸に、間島問題を日本、中国、朝鮮族の三つの視点から見ること、外交資料館所蔵の資料を用いながら、提起している。国民国家の枠組みの再検討とも関わる視角を備えた研究といえよう。

〔36〕 同前書、四三一四四(一〇一〇九)頁。

〔37〕 同前書、四五(一〇八)頁。

〔38〕 前掲『満州教育史』、四五三―四五四頁。表1に示した学校統計について、島田は「在滿朝鮮人教育事情は……: 国際間及団体間の軋轢闘争の目的物であり道具であつた為、其閉閑常な全満州に分散されかつ秘密であつたものが多かつた為、一度も信頼し得べき完全な調査がなかつたのである。従つて茲には昭和三年度満鉄にて調査したものを転載するに止める」(同書、四五三頁)としている。そして、調査が不十分であつた理由として、「当時満州に移住した朝鮮人の社会は、不逞鮮人は固より一般良民も日本官憲との交渉を避けたのである。若し少しの疑惑でもあれば直ちに走狗なりとして生命財産に危害を加えられるからである。その支那当局が日本当局の完全な調査を喜ば

ず、各地に馬賊横行したのであるから完全な調査のできなかつたのは無理からぬことである」(同書、四五五頁)としている。中国東北地区に移住してきた朝鮮人の微妙な立場と、中国側の対応がよく理解できる記述である。

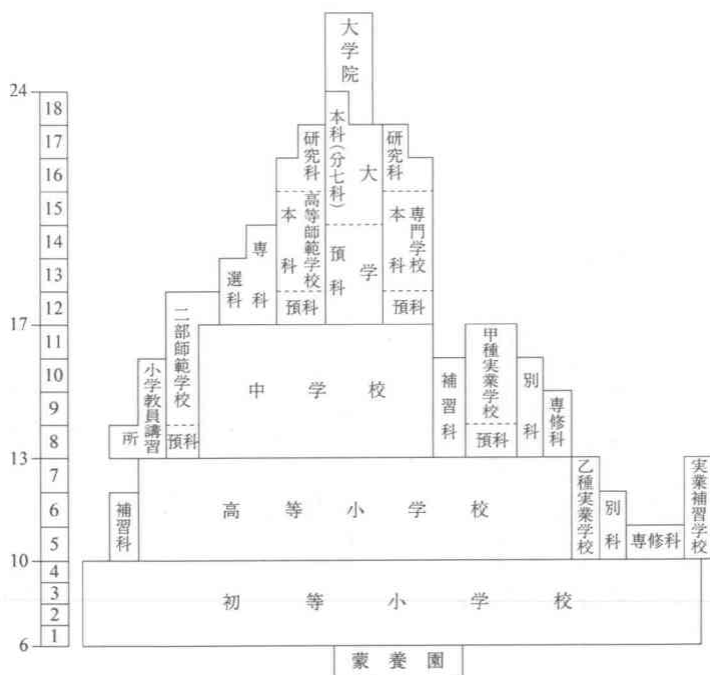
〔39〕 前掲『満州教育史』、四五八―四五九頁。しかしながら、島田は「元來朝鮮民族は其日の食ふ事よりも子弟教育のことを考へるやうな民族性を有して居る。……現に間島地方及東辺道地方に於ける教育問題は相当与論化しつゝ、ある」と、在滿朝鮮人の教育熱を満州国側で活用すべき根拠をあげている(同書)。

〔40〕 前掲『吉林省教育大事記』第一卷、六〇頁。

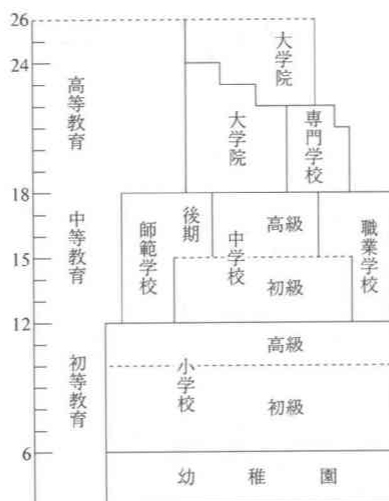
〔41〕 同前書。および、前掲『延辺朝鮮族教育史稿』、四七頁。前掲『延辺朝鮮族自治州志』下、二三九八頁。なお、中華民国では、清末の上からの近代化策であつた光緒新政以来の近代化政策を継承し、日本の明治期の複線型学校系統をモデルとした「壬子・癸丑学制」(附図1)を一九二二年に制定し、一九二二年にはそれを教育の機会均等が進んだ単線型学校系統である「壬戌学制」(附図2)に移行してゐた(辞海「教育、心理分冊」上海辞書出版社、一九八〇年、二五頁)。なお、学校系統については拙稿「中国の教育体制改革―中等教育の改革と問題点」(『アジア経済』第二七巻第八号、一九八六年八月、所収)参照。

〔42〕 前掲『吉林省教育大事記』第一卷、六〇頁。

〔43〕 この問題に関しては、田中隆一「対立と統合の『鮮満』関係―『内鮮一体』・『五族協和』・『鮮満一如』の諸相―」(『ヒストリア』一五二号、一九九六年九月、所収)が、植民地イデオロギー上での一五年戦争期の在滿朝鮮人の位置づけ、植民地朝鮮と満州国との経済統合、およびそのアジア太平洋戦争期における実態を、東京大学教養学部社会科学資料室所蔵の「片倉衷関係文書」を利用して、検討している。



附圖 1 壬子·癸丑學制系統圖



附圖 2 壬戌學制系統圖

〔44〕 前掲『満州教育史』、四三三頁。

〔45〕 同書、一〇九—一九頁。なお、田中は「満州国」中央及び地方の官吏に朝鮮人を任用すること、間島省の主要ポストに朝鮮人を登用すること」が、在満朝鮮人教育行政権を満州国に委譲する条件であった、と述べている（同書、一一六頁）。

〔46〕 前掲『満州教育史』、四五八頁。

〔47〕 前掲『延辺朝鮮族教育史稿』、四七頁。および前掲『延辺朝鮮族自治州志』下、一四〇—一頁。

〔48〕 前掲『吉林省教育大事記』第一巻、八一—八三頁。この年、満州建国大学も創設された（同書）。

〔49〕 前掲『延辺朝鮮族自治州志』下、一三九八頁。

〔50〕 文部省『学制百年史』記述編、帝国地方行政会、一九七二年、五七—五八〇頁。寺崎昌男・戦時下教育研究会編『総力戦体制と教育——皇国民「錬成」の理念と実践』、東京大学出版会、一九八七年、一〇二頁。

〔51〕 前掲『延辺朝鮮族教育史稿』、五二頁。

〔52〕 山中恒『子どもたちの太平洋戦争——国民学校の時代』岩波新書、一九八六年、八一—九〇頁。

〔53〕 前掲『延辺朝鮮族自治州志』下、一四〇〇頁。なお、前掲『延辺朝鮮族教育史稿』、五三頁では、小学校の日本語教材には「天皇に忠誠をつくすことを鼓吹する反動的內容」の教材が充満しており、そこには「桃太郎」や「乃木大将」と並んで「浦島太郎」があったとしている。揚げ足とり的な議論になるが、日本人の読者であれば、この記述に問題があることは一目瞭然であろう。なお、日本では国民学校への移行に会わせて国定教科書も改訂され、「小国民の錬成」に用いられたが、現在の日本とは比較にならないほど教師の教育活動における裁量権はなく、皇民化教育を進めていた満州国での教科書については、そ

の影響力は甚大であろう。今後の検討の課題としたい。

〔54〕 戸田金一『国民学校——皇国の道』吉川弘文館、一九九七年、七六—七七頁。

〔55〕 前掲『学制百年史』、五七五頁。

〔56〕 前掲『延辺朝鮮族自治州志』下、一四〇七頁。

〔57〕 前掲『延辺朝鮮族自治州志』上、一一六—一八頁。以下、「延辺」、「延吉」の地名考証に関しては本書による。

〔58〕 山中恒『暮らしの中の太平洋戦争——欲シガリマセン勝ツマデハ——』岩波新書、一九八九年、三三—三四頁。

〔59〕 同書、三三頁。

〔60〕 同書、三四頁。

〔61〕 宮沢恵理子『建国大学と民族協和』風間書房、一九九六年、満州建国大学における朝鮮人学生の動向に関しては、同書、一八〇—一八四、二二〇—二二二頁、による。なお、建国大学跡地は、現在長春大学となっている。

〔62〕 同書、二二九頁。

〔63〕 徐京植『民族』を読む——二〇世紀のアポリア——日本エディタースクール出版部、一九九四年。ここで、著者の徐京植はファノンと言う「全的人間」を、「ネーション||民族」へと組織しようとする非先進国の民衆と、「ネーション||国民」としての自己から逃れようとする先進国の一部の人々という「近代のアンビヴァレンスをのり超えた人間の姿」として提示している（同書、一五九—一六一頁）

〔附記〕本稿執筆にあたり、東京大学大学院人文社会科学系科学研究科生十河俊輔君が資料収集などで尽力してくれた。記して、感謝する。

なお、本稿脱稿後、鶴嶋雪嶺著『中国朝鮮族の研究』（関西

大学出版部、一九九七年）が刊行され、そこでは間島の近代以前からの概要が通史としてまとめられた。しかし、同書でも抵抗に力点があり、満州国側からの朝鮮人へのアブローチは充分に把握されているとは言い難い。また金興洙「中国朝鮮族の近代民族教育に関する研究——一九一〇年前後の延吉と龍井地方を中心に——」（『国史館論叢』六四、一九九五年十一月）の中に、本文中にも言及した瑞甸書塾以前に、北磐島公立小学校が延辺地域初の近代的な学校として、大韓帝国政府によって設置されて朝鮮人教員が派遣されたとあり、その根拠として大韓帝国『官報』光武九年（一九〇五年）三月十七日付の同小学校教員任命の条項をあげてあることを知り、同日付『官報』四二頁（旧韓国官報 光武九年 一九〇五年（上）第十二卷）二六六頁、亜細亜文化社（韓国）、一九七四年復刻）によって確認した。この論文自体は未読であるが、重要な指摘であるので、ここに記す。